標準文字の指定に関するＱ＆Ａ

１．平成２９年１月１日以降の標準文字について

Ｑ１－１
なぜ今回新しい標準文字が指定されたのですか。

Ａ１－１
これまでの標準文字は、１９８３年（昭和５８年）のＪＩＳ規格に準拠した文字を指定していました（以下、「旧標準文字」という。）。
しかし、新しいＪＩＳ規格に準拠した文字の普及が進み、当該文字で標準文字の出願が行えるようにして欲しい旨の要望もあったため、今回の指定を行いました（以下、「新標準文字」という。）。

Ｑ１－２
新標準文字は、どこで確認できますか。

Ａ１－２
以下の新標準文字の一覧で、ご確認いただけます。
(参考)
平成２８年９月２３日に指定された標準文字一覧

Ｑ１－３
平成２９年１月１日以降、「旧標準文字」は標準文字として認められますか。

Ａ１－３
「旧標準文字」は標準文字と認められません。
ただし、平成２８年１２月３１日までに出願された商標登録出願に基づく分割出願や、平成２８年１２月３１日までに登録された登録商標と同一の標章についての防護標章登録出願等については、「旧標準文字」が適用されます。

Ｑ１－４
電子出願ソフトを利用して、平成２８年１２月３１日までに出願された商標登録出願に基づく分割出願等を行う場合、留意する点はありますか。

Ａ１－４
電子出願ソフトで入力した文字は、自動的に新標準文字に変換されます。
平成２８年１２月３１日までに出願された商標登録出願に基づく分割出願等については、特許庁において旧標準文字の商標にしますので、そのまま出願してください。

この場合、特別な申し出は必要ありません。

Ｑ１－５
　旧標準文字の登録商標を、新標準文字に変更することはできますか。

Ａ１－５
　旧標準文字の登録商標を、新標準文字に変更することはできません。
　新標準文字での権利化を希望される場合には、新たに新標準文字による商標登録出願を行い、登録を受ける必要があります。

２．標準文字制度について

Ｑ２－１
　標準文字制度とは何でしょうか。

Ａ２－１
　標準文字制度とは、文字のみにより構成される商標のうち、特許庁長官があらかじめ定めた文字書体によるものをその商標の表示態様として公表し、登録する制度です。

Ｑ２－２
　実際に使用をする文字書体が決まっている場合も、標準文字で出願したほうがよいですか。

Ａ２－２
　標準文字の商標の文字書体は、特許庁長官が定めた文字書体です。
　使用する文字書体が決まっている場合は、標準文字でなく、その文字書体で商標登録出願することをお勧めします。
　なお、標準文字で商標登録がなされた場合、その商標権の及ぶ範囲は、登録された商標（標準文字）と同一又は類似の範囲であり、通常の商標登録と比較してその範囲の広狭に差異はありません。

Ｑ２－３
　標準文字とは認められないものの例を教えてください。

Ａ２－３
　３０文字を超える文字数（スペースも文字数に加える。）からなる商標は、標準文字と認められません。
　また、半角文字及び半角スペースも標準文字とは認められません。
　その他標準文字として認められないものの例は、以下のとおりです。
①図形のみの商標、図形と文字の結合商標
②特許庁長官の指定文字以外の文字を含む商標

③縦書きの商標、２段以上の構成からなる商標
④ポイントの異なる文字を含む商標
⑤色彩を付した商標
⑥文字の一部が図形的に、又は異なる書体で記載されている商標
⑦花文字など特殊文字、草書体など特殊書体で記載された商標
⑧スペース（全角）の連続を含む商標